

昭和二十五年四月一日(土曜日)

○公職選舉法案（衆議院提出）

○公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（衆議院提出）

午後三時開會

○委員長(小串清一君) これより選挙法改正委員会を開会いたします。公職選挙法案を議題に供します。速記を止めて下さい。

午後三時一分速記中止

午後三時十二分速記開始

○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。先刻から議案の審議を続けておりまして、今まで予備的に懇談をい

たしました案について説明を行なっております。それからこれから尚続けてその説明をいたしたいと思いますが、第百三十一条から改めて菊井法制局課長に、御説明を願うことにいたします。

○法制局奉事(菊井三郎君) 公職選挙法案に対する一部修正案につきまして、只今までの初めの第八十七条から第三百三十一条に関する部分まで御説明申上げましたが、尚その以下につきまして御説明申上げます。

第四百四十四条第二項第二号但書を次のように改める。

但し、一の都道府県においては、その都道府県において使用することができ、参議院（地方選出）議員の

選挙におけるポスターの数を超える
ことができない。

第四百四十四条におきまして、ポスターの数につきまして規定いたしております。この第一項の第二号の中には、参議院全国選出議員のポスターにつきましては、二万枚と規定いたし、但書におきまして、「一の都道府県においては三千枚を超えることができない。」と、いうように規定されておりますが、地方選出議員との関係を考慮いたしまして、この場合と同様に歩調を合せようという趣旨であります。従いまして、「一の都道府県においては、その都道府県において使用することができる参議院（地方選出）議員の選挙におけるポスターの数を超えることができない。」かように改めようという趣旨であります。

その次に第百四十四条第二項を次のように改める。

2 前項のポスターには、政令の定めるところにより、選挙管理委員会の検印を受け又はその発行する証紙をはりつけないければならない。

第百四十四条におきましては、ポスターの数その他これに関連いたしました規定を設けているのでありますが、第二項におきましてポスターにつきましては、選挙管理委員会の検印を受けなければならないと、かように規定さ

れておりますが、当該選挙管理委員会ということになりますと、**全県選出議員の選挙**におきましては非常に事実上

困難が生ずるといふ点から、前回におきましてその場合におきましては「全国選挙管理委員会が承認した場合に、都道府県の選挙管理委員会の検印

を受けることができる。」というように、修正案が出ておつたのでありますが、本日衆議院の方と折衝されました結果、その際選挙管理委員会からは、東京だけにおきましても非常なボスターの数になつてこれに一々検印をするということが極めて困難であると、そういうような関係から選挙管理委員会が発行する証紙を貼りつけるといふふう

に措置できないのであろうかというよう
な申出がありまして、生田衆議院の前
委員長と、小串委員長との間でいろ
ろ折衝いたしました結果「政令の定め
るところにより、選挙管理委員会を検
印を受け又はその発行する証紙をばり

つけなければならぬ。」とかように改めたらどうかというようにお話になったのであります。

第百七十六條第一項中「參議院議員」を「參議院（地方選出）議員」に改め、「（參議院全國選出議員の選

挙においては、その候補者の希望する都道府県の区域内」を削り、国営鉄道」を「日本国有鉄道」に、国営自動車」を「国鉄自動車」に改め、〔参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用す

るものに限る。』を削り、同項後段を次のように改める。

なお、参議院（全国選出）議員の

選挙においては、無料で、当該候補者の選抜により、左の各号のいずれかの一の号に掲げる券の交付を受けることができる。

一 当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚

- 二 当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券三枚
- 三 全国通用の日本国有鉄道の特殊

乗車券六枚

この第七十六条の規定は、交通機関の利用に関する規定であります。その第一項の規定におきまして、参議院の第一項の規定の選挙の場合における特別選出議員の選挙の場合における特別乗車券及び回数券の交付に關しまし

こゝ、従前いろいろ論議がございましたが、結局ここに掲げたように、三つのもののいずれかを選択できるというような趣旨に改めるべきであるというところにやましてこのようになったわけとあります。この百七十六条の一項中に字句の修正がございしますが、これはこの衆議院送付案の字句が妥当いたしとおりませんのでそれを事実上合うように改めただけであります。

それから第百八十七條第一項中「公選の候補者又は出納責任者と意思を連帯運動に要する支出」を「電話による選挙運動に要する支出」に改める。この規定は出納責任者の支出に關する規定であります。この規

定は衆議院の送付案によりますれば、立候補準備のために要する支出及び公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでする支出を除きまして、選挙

運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができないというように規定いたしております。この案によりますれば結局、立候補準備のために要する支出と、候補者又は出納責任者と意思を通じないでする支出は、出納責任者と通じないでもよろしいということになつて参るわけでありまゝです。そういったと第三者が選挙

運動をいたします場合に、意思を通じておられない場合におきましては、結局出納責任者でなくとも支出できるということになって参るわけであります。

通じないです。支出が選挙の法定費用額に加算されないということと関連いたしまして、第三者が意思を通じない場合には各種の選挙運動ができ、又その費用が加算されないということになるわけですが、かような点からこれを改めまして「公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでする支出」というものを「電話による選挙運動に要する支出」に改めましてその制

限をしようということでもあります。この修正によりますれば、結局第三者と雖も電話による選挙運動に要する支出は差支ないけれども、それ以外の費用は支出ができないということになるわけであります。但しこの原案にもあり

員を兼ねておる者につきましては、特例を設けるという必要がありますので、これらの職を兼ねておる間に限り

まして、地方自治法第九十二条第二項の改正規定を適用しないというようにいたそうというのであります。

○委員長(小串清一君) 以上菊井課長の説明されましたこの案は今回重ねて衆議院側と非公式ではあります、協議を遂げて衆議院の了解を得たのであります。この修正案については尙海外課長から関係方面に報告中であります。その結果が直ぐ分ると思ひます。御質問がありましたらどうぞ。

○鈴木直人君 只今説明がありましたのは衆議院側と意見の一致を見て、そうして参議院で修正いたしましたも、衆議院においてそれに同意をするという段階に交渉ができてゐるものについてであるといふことは、先程も委員長長の説明の通りであります、この案以外に衆議院と打合せの結果、同調を得られなかつたといふようなものについて、参議院としては一応認めるのだといふようなものがあるかと思ひます。それはどれどれであるかといふ点を一ツ説明をして置いて頂きたいと思ひます。

〔委員長退席、理事鈴木直人君委員長に着く〕

○法制局参事(菊井三郎君) 従前委員会におきまして、公職選挙法案の修正案といたしまして挙げられておりました事項は十八項目あつたわけであり、只今御説明いたしました修正案から洩れてゐる事項につきまして申し上げます。

第四十八条の第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加へる。
2 選挙人、選挙の当日、政令で定める区域内において、法令の規

定により抑留されている者は、その請求により当該警察官又は警察吏員の監視の下に投票所に行き、自から投票することが出来る。
この項目につきましては、只今御説明申し上げました修正案から洩れておるものであります。

その次の問題といたしまして、「都道府県知事及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項に規定する市の市長は、自発的に離職したときは、離職後六箇月間は、参議院(全国選出)議員の選挙又は当該地方公共団体の区域を含む選挙区においての衆議院議員若しくは参議院(地方選出)議員の選挙における候補者となることができない。」この事項が洩れております。

尙公職選挙法案の第三百七条の修正案といたしまして、「何人も、教育上特殊な関係ある地位を利用して、学校の児童、生徒及び学生で年齢二十年未満のものに対して選挙運動をし又はさせることができない。」この事項も洩れております。公職選挙法案の第四百六条第一項中「禁止を免れる行為として、」の下に「主として」を加へる。という事項も洩れております。公職選挙法案第二百六十三條の修正規定といたしまして、その十三に「第六條(選挙事項の周知及び乗権防止)の規定による啓蒙宣伝に要する費用」第二百六十四條第一項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十三号」に改める。この事項も洩れております。

尙次の問題といたしまして、「第二百七十条第二項及び第三項を削る。」という事項、これは即ち病院に入院中の者

についての規定であります。これも洩れております。『第四條第二項中「二百五十人」を「二百五十二人」に「百五十人」を「百五十二人」に改める。』別表第二中「東京都八人」を「東京都十人」に改める。この修正案も洩れております。

大体以上であります。
○島村軍次君 只今の知事及び市長に關する規定の削除に對する衆議院の意見を菊井課長から御説明願ひたいので

○法制局参事(菊井三郎君) 都道府県知事及び地方自治法第五百五十五条第二項に規定する市の市長の立候補制限の問題につきましては、從來この委員会におきまして非常に修正の御意見が強くあつたのであります、衆参両院の合同懇談会の席上におきましても十分論議された事項であります。この度小串委員長は衆議院の生田委員長と折衝いたしました際におきましても、十分その参議院の委員会における修正意見を強く主張されたのであります、衆議院の委員会といたしましては、この修正事項は憲法に違反するといふ意見が一部にありました。尙且つ多くの選挙につきまして特定の者の立候補を制限するといふことは、憲法の規定からいたしまして非常に違憲といふような問題が生ずるばかりでなしに、非常におかしいといふようなことを言われておるのであります。それでこちらといたしましては、その立候補を全部制限するのではない、他の選挙区から出ることは差支ないものであるから、そういう点は制限にはならないのではないかと

○理事(鈴木直人君) ですから質問の

があるといふことを強く向うでは主張されまして、結局衆議院といたしましてはこれを呑むことができない、こういうような意向のように承わつてゐるのであります。

○理事(鈴木直人君) ちよつと審議のやり方について御相談したいと思ひますが、或いは審議のやり方として便宜的に先ず衆議院との間において内輪の交渉で了解を得てゐるものについて一応質問をいたしまして、実はこれは余り問題はないと思ひますので、そうして一応これが問題がなかつたような場合に、直ぐその次に衆議院とまだ話合ひのつかないといふ問題に移るといふようなやり方をいたしましょうか。或いは全般的に一応御質問して頂くといふような方法にしたらよろしいと思ひます。

○島村軍次君 前者について、只今読上げられた了解のついたものだけ先に採決で決定を願つて、それから問題の事項に移ると、こういうことにやつて行きたいと思ひます。

○理事(鈴木直人君) 今島村君から御意見がありました、実はこれを決定するところまで参ります。これは、関係方面のOKもまだ実は取りつゝある段階にありますので、その後正式の決定は残すことにいたしました。この際は質問だけを……

○島村軍次君 賛否を決定されておいたらどうですか。
○理事(鈴木直人君) 意見として……
○北村一男君 質問を打切つて討論採決だけを保留なさつておいたらどうですか。
○理事(鈴木直人君) ですから質問の

範圍内において賛成の御意見も同時にしてもいいのですが、正式のものだけは残して置くといふふうにして一応はまとまりがついたといふ段階を取つて置くといふ意味で、先ず第一に最初の衆議院との話合ひがついてゐるものをするといふ島村君の御意見に御異議ありませんか。

○理事(鈴木直人君) それでは最初、衆議院と話合ひのついてゐるものについて一つ御質問なり御意見をお願いいたします。

○島村軍次君 只今配付されました「第八十七條三項」云々から「百八十七條第一項中」云々の規定に至るまでの間を一括して、修正案通りに決定したことの動議を提出いたします。一応決定にして頂き、OKの問題はあとでいいのじやないのですか。

○松井道夫君 只今島村委員の御発言がありました、やはり委員長の言われるように、衆議院との間に了解のついた案につき質疑、質問がある人はやつて頂くといふことにしたらどうでしょうか。

○理事(鈴木直人君) 島村君、一応質問のある方に先ず質問をして頂くといふ過程を置くといふことはいいと思ひますが、どうですか。異議ありませんか。

○島村軍次君 質問はもう前回で尽きておる筈ですから、一応賛否を決定されたらどうかと思ひます。
○中川幸平君 島村さんの言われるのは尤もだと思ひけれども、やはりまだOKも取つていないのだから質問がな

かつたら一先ず次に移るようになした方がよいのじゃないのですか。

○島村軍次君 質問なし。

○松井道夫君 ちよつとこの際、恐縮ですが二、三の点について伺つて置いたらと思うのですが、菊井さんにお尋ねするわけですが、百七十六条の二項なんですか「なお」以下ですが、全国選出の参議院議員の乗車券の問題であります、日本国有鉄道の回数券十五枚とあるが、これはどういう性質のもの、どういう効用のある券でしょうか。

○法制局参事(菊井三郎君) 日本国有鉄道の回数券というのは、回数券として国鉄が出すものであります、それは一回々々これによりまして乗車券を貰うというものであります。これにつきましては運輸省の方におきまして、運輸大臣は別に規定を設けてまして、ここに回数券とありますが、往復できるような切符を交付できる措置を講ずるというように承わつております。

○松井道夫君 そこに「全国通用の」とあるのですが、それはどういう意味合ですか。

○法制局参事(菊井三郎君) これは希望に従ひまして、例えば東京から大阪までという場合にはそういう切符になりますし、又北海道から九州という場合には北海道から九州までの切符を交付を受けることができる、こういうふうに通用期間、区間が特定されておらない、こういうことであります。

○松井道夫君 それで途中下車はできるといふことになつておるのでしょうか。その辺はどうですか。

○法制局参事(菊井三郎君) これは途中下車ができることになつております。

す。

○藤井新一君 この百四十四条の第二項であります、検印を受ける場合と証紙のはりつけであります、これはどちらを使つてもいいのですか。又この証紙はどのような性質のものをはるのか、それは、はげた場合にはそのポスターは無効になるという、証紙のはりつけたものをはつてあるという場合が起きた場合は、そういう場合にはどちらがいいか、それを承わりたい。

○法制局参事(菊井三郎君) この修正案によりましては、検印を受けてもいいし、証紙を貰ひましてはりつけてもいいということになるわけであり、証紙が脱落するかどうかという点につきましては、只今御質問のようにそれの場合によりましてあり得るかと思ふのでありますが、その点につきましては、検印を受けまして雨によつて流れるという場合もあり得るわけでありまして、その点につきましては検印であつても証紙であつても、場合によつてそういう虞れがあり得るということとは考えられます。尚証紙が脱落した場合には、そのポスターが果して制限の枠外のもの認められるかどうか、或いは全然証紙をはらないものと見られるかどうかということとは、これは解釈の問題として出て参ります、少くとも証紙がはつてありました痕跡があるならば差支はないのではないかと考えますが、具体的にはどのようなに認定するか、や問題はあります。

○藤井新一君 その場合に、選挙妨害といひまして反対党が証紙をはきに行く場合があり得る。そういう場合を

多少は考慮する必要がある。この際は検印だけにしようなことはどうですか。

○法制局参事(菊井三郎君) 選挙管理委員会の扱い方といひましてはできるだけ検印を行ひまして、証紙をはるという場合は極めて限定するという方針で参りたいというように承わつております。

○小林勝馬君 これは新しく、新しく出て来て、この問題をどうも線返されたりが、今島村委員から言われた通りきりがない。我々は毎日線返されて困るのでこの際質問切の動議を提出したい。

(賛成と呼ぶ者あり)

○理事(鈴木直人君) 只今小林君から質問の切の動議があり、皆さん殆んど全部御賛成の御発言がありましたので、これを以て衆議院との話がついた部分についての質問を打ち切ります。

次に話合つかないもので先程菊井課長から説明がありましたが、お手許には実はその分については特に取立てて刷物にしたものが差上げてないわけであり、(「前のものがあります」と呼ぶ者あり)前のものがありますからこれを御参考にお察し願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 委員会及び委員長の非常な御尽力によつて、参議院の本委員会が大体御決定になつた分の多くの部分が衆議院の了解を得たと思ひますが、それから残る部分は先程菊井課長から報告されました部分についても、十分に尙委員会及び委員長の御尽力を願ひたいと思ひます。その理由につきましましてはたび／＼本委員会に

おいて申述べましたので余り繰返すことは恐縮であります、詳しくは繰返すことを避けますが、簡単にこの際もう一度慎重にお考えを願ひたいと思ふ点だけの発言を許されたいと考える次第であります。で、私が申し上げたいと思ひますことは四つございいます。

第一は前回に参議院の委員会において大抵多数の皆様の御賛成を得て、衆議院側に申入れましたうちの第四十八条の修正意見であります、即ち選挙人であつて、選挙の当日警察に抑留されている人に対してその選挙権の行使をなすことをできるようにするという修正案であります。これは前回にも申し上げましたように、第一にはその刑務所におられる人々に対して不在投票を認めておられますので、それとの公平の見地から警察におられる人々に対しても投票の自由を行使することができるようになすべきではないか。

第二には、それに対して多少技術的な困難はありますが、併しこと荷しくも基本的人権に関するものでありますので、たとへ重大な犯罪の嫌疑を受けた人であつても、その人の基本的人権を尊重することが、やがてその人々がそうした嫌疑が晴れ、又はその嫌疑が裁判その他によつて確定して刑を受けられた場合でも、その後には善良なる市民として更生せられるという意味から国がそれだけの丁重な取扱をすべきではないか。で、その二つの点から前回において多数の方の賛成を得ましたので、現在選挙に関する基本法が制定せられておりますときに、国会の殊に参議院の高邁な識見というものを現わして頂く意味から、重ねてもう一度衆議院と交渉をし、或いは修正案というも

のに入れて頂きたいということをお願いいたします。

第二は、百二十七条に関する点であります。これはいわゆる現行法においては何人も教育上の地位を利用して未成年者を選挙運動に利用してはならない、とありますが、今回衆議院において、教育者が学生を選挙運動に利用してはならないというふうに変更されたので、これは極く簡単に申し上げます、第一に現行法がその精神が全く失われたということであり、現行法では未成年者を選挙運動に利用するということとはよくない。なぜならば未成年者は政治上自由なる意思というものを必ずしも持つていないと判断されておらないのでありますから、未成年者を選挙運動に利用することはよくない。これは例えは未成年者を政治上に利用した最も悪質な場合は、御承知のようにドイツのナチス、或いはイタリアのファシズム、或いは日本の過去の侵略戦争時代に行われたことであつて、未成年者を通じて成年者の国民の政治上の判断を牽制するということとは実に憎むべきことであります。何人も或いは親或いは教師というものは未成年者によつて動かされるという人情上の弱点があるために、未成年者を政治上に利用するということは現にナチスやファシズムがこれを行つた悪例がまだ我々の記憶から決して拭い去られていない。そのときに我が民々々義下の日本の新しい選挙基本法において、未成年者を選挙運動上に利用するといふことができるように改めるといふことは、これは許すべからざることではないか。

それから第二には、若しこの教育者

のみをここで制限するという事になれば、これは教育者が持つてゐる教育上の地位といふものと並んで考えなければならぬ。他の社会とそれと重なる影響力を持つてゐる人々の、そういう影響力といふものを制限しないという点において不公平となる、これも避けなければならぬ。それから第三には、学生といふやうにした結果、すでに成年者であつて政治上の完全な権利を持つてゐる人の行為をこれによつて束縛するといふことになる。これはすでに本委員会においては随分前に皆さんの大多数の方々の御賛成を得て衆議院と懇談会の席上にもこれを述べ、衆議院の法制部長の説明がありましたが、それらについて私は一々理論上の根拠を挙げて反駁し、その懇談会に出席しておられた衆議院議員の方々の賛成をせられたのでありますので、どうかこの修正案を維持して頂きたいと考へます。

それから第三は、第百四十六條、即ち著述、演説等の広告が禁止行為とされる目的を以てなされる場合に、主としてその候補者の氏名を広告することを以てするといふことを制限すべきである。現行法においては「主として」という字があるのであります。この「主として」という字を削られたのは、たゞ「質問の結果明らかになつたのは、全く法律の技術上の「主として」という字を必要としないといふので削られたのであります。併しこの点については「主として」という字が現行法にあるのを削られたために、一般においてはこの制限が非常に厳しくなつたといふやうに感ぜられております。極く最近も実は中央公論その他の出版

社から問合せが私の方に参りまして、依然として国会はこの「主として」という字を取りになるつもりであるか、即ちその質問の趣旨は選挙期間中における出版、演説等の合法的な自由な活動といふものを御制限になるつもりであるかといふ質問が参つておりますので、事実一般にそう解釈され易い、又取締上やういふに取締られ易い、その意味からやはり「主として」という字を入れて頂きたい。これも衆議院との懇談会の場合には、衆議院議員の多数の方が「主として」という字を存しておいた方が親切であるといふ御意見が多かつたのでありますから、今一層御尽力を願つてこの修正案を維持して頂きたいと考へるのです。

それから第四は、この二百六十三條において、選挙管理委員会が選挙のときだけでなく、選挙のないときにおいても選挙及び政治思想の啓蒙について御尽力をして頂き、その費用を国が負担するといふことであつて、これはたゞ「選挙管理委員会の方から本委員会に対しては御希望があり、その御希望には十分の根拠があることである」ので、大した予算を増額する必要がないことであるから、我々としては選挙管理委員会に絶えずいろいろお世話になつておるのですから、ただこの要望にだけは是非応えて頂きたい。そういう意味でこの修正案を維持して頂きたい。

最後に第五に、二百七十九條に關する点であります。療養所における人々の選挙の自由、選挙の権利、基本的人権を尊重せられます意味から、是非この第二項、第三項を削りたい。で、この第二項、第三項は、法律的に見ま

しても非常に曖昧でありまして、第二項においては或いは選挙を制限することとてあつて、第三項においてはその選挙の権利を認めることになつております。こういうやうな、一方においてこれを奪ひ他方においてこれを認めるやうな第二項、第三項を置きますと、これは極めて主観的な解釈が行われ易いのであります。ですからこの第二項、第三項は全く法律上、法文としても蛇足である。この二項、三項がない方が却つて今諸君が立法せられようとしておる選挙基本法の精神を誤りなく發揮するのであつて、この二項、三項があるために却つていろいろ誤解を生じ、特にこの点について全国的それ／＼の療養所からこの本委員会に對しては陳情請願が多数の署名を以て出ておりました。療養所で療養しておられる諸君が、恰も現在の国会によつてその選挙権を著しく制限され或いは奪われるかのごとき感ぜを抱いておるやうなことで誠に面白くないと考へますので、これも多数の方々の御賛成を得て衆議院に申入れられておりますので、どうかこの点についても従来の態度を維持して頂きたいと考へるのであります。

以上各委員の良識に訴えてお願いをする次第であります。最後に一言を許されるならば、現在諸君が立法しようとしておられる選挙法は、日本で初めてあらゆる選挙について基本的な規定をせられるのでありますから、その上にどうか現在の国会の理想民主主義的な識見の高さを發揮して頂きたいと考へる次第であります。又その意味から今申上げました五つの点について、特に皆様の御賛成を賜りたいと

考へる次第であります。

○堀井伊介君 只今の羽仁さんの御意見には全面的に賛成をいたします。更に若干の蛇足を付け加へさせていただきます。二百六十三條は一つの予防的措置でありまして、僅かの経費を投ずることによつて弊害が除去せられ、その弊害と犯罪によつて起るために要する多くの費用を節約することができ得るわけでありまして、その点これは決して多くの経費を無駄に使うわけではないのであります。返るところが非常に大いのでありますから、そういう意味におきまして私は特にこの費用を計上されることを希望いたします。

次は二百七十九條であります。これは不在投票ができるから支障なしとの意見もありませんが、併し一々自由な選挙権行使を阻害する理由があるものであります。それは選挙人名簿の登録についてであります。結核患者によりましては五年も十年も長くおられる入院療養中のものは、その故郷に對する因縁關係が非常に薄くなつて、中には殆んど前住地にたよりすることさえできない人もあるのであります。それは当然その病院なり療養所が住所と見られなければならない、外に方法はないのであります。又よし何かの手段によつて前住地の方へ名簿登録いたしましても、今度はそれを閲覧するところの機会もないのであります。今一つは癩患者などでありまして、これなどは自分の病氣を恥じまして家族にも秘してこつそりと治療しております。これ又そういう關係からいたしまして前住地又は自分の実家において登録しようといふことは非常に恥かしさを感じるものであります。又家族の人があ

つたといつたとしても非常に困るのであります。そういうやうな点からいまして、たとえ不在投票ができるにいたしましても、今申しましたやうな名簿登録の關係などがありますから、やけりやういふものにつきましては当然現在おりますところの病院若しくは療養所を住所と認めるという手續が取られなければならない、今申しましたやうな自由なる選挙権の行使を阻害するといふことになるわけでありまして、その点から申しましても、私はこの二百七十九條につきましても更に御交渉を願ひたいと思ひます。

○磯山丙市君 今羽仁君と堀井さんのお話がありましたが、大体私余り勉強しておらず恐縮であります。殊に学校關係のこと、私は全面的に賛成をいたしておるのであります。ただ今堀井さんも言われました点ですが、癩患者といふものは外部との往来は禁止になつておりはせんかと思ひます。それが、病院自体において行つておることになれば別であります。これが何かの規則がありまして禁止して投票場に行かないやうな立場になつておればせうかと思ひます。こういうやうな点はどういう工合になつておりますか。併せて堀井君から承りたいと思ひます。

○理事(鈴木直人君) 先程私が申し上げましたのは、一応の修正案といふものが出揃つて、そうして参議院としては修正案が決つておりますから、それ以外のことについては又今ここで發言するといふことはもうやらないといふことで、その修正案が参議院として一応決つた修正の中で、先程満場一致を以て一応質問を打ち切りました以外の部

分、そうして衆議院と折衝したけれどもなか／＼思うようには行かないという現在の段階になつておる部分についてのみの範囲内において御審議を頂くことになるわけでありまして、それについて更にございまして、そういう点について御質問をお願いしたいと思います。

○来馬琢道君 只今委員長の宣言もあつたわけですから、ここで委員長が又新しいことを持ち出して、とにかくこれは参議院の方で希望するものであるからという歴史を残すために交渉する方向に進むのか、もう大体これだけ骨を折つたものであるのだから、これ以上のことは意見はもう述べないで、ここでできるだけ早くこの法案をまとめるようにするという精神をお決めにされる方がよいかと思ひます。私先程小林委員から質問終了ということと言われましたから沈黙してしまひましたけれども、先程どなたか——藤井君の質問のありました百四十四条の第二項の問題のごとき、よく考えて見ればやはり証紙をはるような法律をこしらへまして、泡沫候補者をこしらへまして、その泡沫候補者がポスターを殆んど使用しない。その証紙を候補者に売りつけるというふうなことをやれば何万枚、何十万枚でも使うことができるということが起るのです。そういうところは相当警戒しなければならぬと思ひます。その小さい範囲の中で我々がこれまで審議したけれども、もつと従来我々も何十年という間選挙運動に携つて来たものである、その経験から得た知識をもつと深く掘り下げて、この法案に利用して正しい選挙を行うようにし

ようという事について、たとえ一時間でも二時間でも使用することが最も使命に忠実なりと考へますので、只今委員長においては、これ以上の新しいことはもう言わないこととして進むのか、通つても通らないでももつと主張することを歴史に残すのかという問題について御意見をお決めになりまして御決定あらんことを希望いたします。

○島村軍次君 来馬さんの御意見は御尤もの点もありますが、そういう問題は相當長い間研究して来た問題でありますから、先程小林さんの御意見も出たと思うのであります、これから歴史に残すということになれば、何年かかつても相當論議が尽きないと思うので、選挙を控えている際でありますからこの辺で質疑は終了するということに計らつて頂きたいということを重ねて申し上げます。

○遠山内市君 大体打切ということについて私も別に異議をさしはさむものではないのであります、ただ定員増若しくは減という問題が前から出ておりました、そのことも実はちよつとお尋ねするのですが、併せて今涉外課長さんが何か向うに折衝に行つておられるというのであります、それは一体そのことに触れているのか、それを全然外しているのか、どうも。実は先般来私と深川さんと帆足君でG8に参りました、意図も職いて来たのであります、どうも全然問題が向うが衆議院側が呑まないからというので、殆んどこれには深く触れないでこのまま片付けられるようなおつもりですが、一体それは向うの方と相当打合せした結果、もうとても言つて

も駄目だからというのでこれを採用しないのであるかどうか。その経過だけを承つて置きたい。

○島村軍次君 今の問題は一々採上げられないで、問題があればこれやこんがらがつてなか／＼進行しないと思ひますので、問題をどう取扱うかということとは、各項について一々を採上げて頂きたいと思ひます。そこで衆議院との交渉の済んだ問題はこれで一応質疑を打切つたのだからそれでいいとして、羽仁さんからお話の問題のうち、残つておるのは数項でありますからこの点はどうする、この点はどうするということをお願いして貰つてから片付けて行つて頂きたい。

（異議なしと呼ぶ者あり）
○理事（鈴木直人君） 只今の島村君の御発言に御異議がないようでありますから……速記を止めて下さい。

午後四時二十四分速記中止

午後五時十四分 速記開始

（理事鈴木直人君退席、委員長着席）

○委員長（小串清一君） それでは速記を始めて下さい。これより定員の増加若しくは変更に関する御意見に對しまして、その法理上の意見を法制局長から説明を聴取したいと思います。

○法制局長（奥野健一君） 前回にも一応申し上げたのであります、参議院の定数の増加につきまして、憲法上の問題といたしまして、憲法第四十六条では「参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。」とありまして、更に又百二一条では「この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これ

を三年とする。」ということになつております。関係上、両方を考へてみますと、原則としては参議院議員の任期は六年、それで三年ごとに半数改選、ただ憲法施行の第一回目の参議院議員については、三年の半数改選の必要上、その半分だけは例外として三年の任期とするということになつております。この百二一条を受けまして参議院議員選挙法附則の第十条ができておるものと考へられるのであります。そこで第一回目でない今後の場合におきましては、任期三年の議員を制度的にこしらへるというところは、憲法第四十六条の許さないところではないかというふうに考へるのであります。そうすると定数は法律で決めることになつておりながら、その定数を増加するということはできないのではないかという疑いがあるわけでありまして、何となれば三年ごとに改選されるような構想で参りますと、偶数において増加してその半数のものは三年というふうにしな

いと、半数の三年改選ということができないから、そうすると三年の議員を認めなくては定員の増加というものは憲法上許されないのかということになります、非常にそこには我々も苦心をいたしたのであります、どうしてこの定数を増加するという前提の下に何とか方法は無いだろうか考へたのであります、御参考までに、二つ考へられるのであります。それら実は大して自信はないのであります、ただ一つの試案として申し上げます、第一は、仮に二人増やすという場合に、とにかくこの次の選挙の場合を考へると、新しく出て来る議員は六年

の任期を持ち、従来の議員は三年ということになるわけでありまして、今度増す二人のうち一人はいわゆる三年議員の補欠とみなして、他の一人は今度新しい増員とみなすというふうなことで、二人を選挙して、その一人だけは従来の三年議員の補欠というふうにして、若し仮にみなすことができれば、その人は三年で任期が終るということになるのではないかと、もう一つは二人定員を増加しておいて、そのうちの一人だけの選挙は今度の通常選挙に行うが、他の一人は三年後の半数改選のときの通常選挙で選挙するというふうに分けて選挙を行うというふうなことにして、任期は両方とも六年、そうなりますと、二人増加しようという場合には一人ずつ増加ということになつて三年一人については先に実現するということになるのであらうと思ひますが、まあそういう二つの途を考へておるのであります、これが果して憲法上六年議員以外に三年議員を認めないという趣旨に合致するかどうか、やや疑いを持つておるのであります、これ以上よく今いふ方法はないように考へておるわけでありまして、

○岡本愛祐君 法制局長にお尋ねしますが、東京で二人を増やして、例えば栃木で二人減らすというときに、東京に増やした三年議員の方ですね、それは栃木で減らした、元の県で三年議員だった人はその補欠というふうに考へますか。
○法制局長（奥野健一君） 今のは私はただ東京だけの二人増加ということだけ考へまして、他の方の減すことは全然考へてなかつたのでございます。

○岡本愛祐君 そうすると二人東京で殖やすといふことは、その一人を三年議員の補欠とみなすとおつしやつたんですか。それはみなし得ないじやないですか。

○法制局長(奥野健一君) 定員を増加して二人増加するのですが、その一人は現在の今残る人の定員に充てて、それがまあ補欠になるわけですか。他の一人は新しく増加すると、これも果して憲法上許されるかどうか、非常に疑問を持つておるのでありますけれども……

○岡本愛祐君 後の二人の定員を増加して、そのうち一人を次の選挙のとき選出する、これは非常に面白い案じやないかと私は思うのです。第一の一人殖やすとき、その一人を三年議員の補欠とみなすといふことは非常に疑いが多いのではないかと、若し栃木県で減らすならばそういうことが言えるかも知れませんが……

○藤井丙午君 そうすると岡本さんの、こういう法律で三年議員といふのは、憲法百二条におきましては第一回限り三年とする、そういうのを今度も三年を作るという事は、どういう法規で作る得るかといふことは疑問が起つて来るでしょう。若しそれができた場合は我々六年議員、それが三年になつたのだと決められたらば、歳費をよこせといふ行政訴訟ができると思ひますが、一つその点はどうかですか。

○法制局長(奥野健一君) 若し……今藤井さんの言われるのは三年議員を仮に認めたといふ場合、これは憲法に違反する。従つて憲法上は六年議員しかない筈だ、従つて自分が三年で任期が切つたから、その後はまあ歳費をよこ

さないと言つても、自分はまだ三年あるのだといふようなことを主張して、訴訟を起せるのじやないかといふ趣旨だろうと思ひますが……(それはあり得るのだ)言えないのだ、憲法にないのだから……「ただそこそこアメリカあたりはどうしているのじやないか」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し)

○鈴木直人君 この問題も先ず衆議院とかそういう面とそれは一つ検討するといふことで明後日まで留保して、今日はこれくらいで打ち切りにして……

○委員長(小串清一君) 皆さん、今の鈴木さんの御意見でよろしうございませうか、あちらから……

○岡本愛祐君 交渉するものを向うで、羽仁君や姫井さんや、それから又今来馬さんからの御意見があつても、一応交渉しようといふので検討していただく。それじや後のものは交渉しなくていいのか、再交渉する必要があるのかどうかといふ問題を決めておいて頂きたい。そして私共の主張しておつた知事、市長の問題ですね、これはこういう情勢になりましたから、撤回をしていいと私は思ひます。再主張しなくてよろしいと私は思ひます。それを決めておいて……

○委員長(小串清一君) ちよつとお断わりいたしますが、衆議院では選挙法の改正委員会が解散しちゃつたので、それで表面、表門から先方の委員長に交渉するといふことが実はできないのでございませう。それがために私も非常に困りました、衆議院の元の委員であつた方々、まあ委員長は丁度留守だつたのですが、昨日帰つて来たので

すが、御相談をして、そうして各派に呼びかけて各派の意見を集めて返事をしてもいい、その返事が今日皆さんで御承認になりましたあの初めの案なんでありませうから、それで今度改めて交渉するといつても、今言う通り交渉の主体が議長とか副議長にやればとにかく、公式に交渉するに今までのやつた人々に、参議院はこういう希望を持つてゐる、尚諸君の方でお認めにならなかつた分も尚もう一度考えてもらいたい、こういうことを申そうと思つたのでございませう。そこで今日私留守をしましたが、大体鈴木理事から拝承しました、皆さんの問題をもう一度それではおさらいしますが、つまり私の……今まではこの教育者の問題、それから今の定員を増加若くは変更することについて、これは参議院だけの利害の問題だから一つ是非相談に乗つて呉れ、それから証紙の問題は前に私があつたときに協定した方がいいと思ふ、どうも脱法行為やいろ／＼なことをやられて困る……この三点を交渉いたしますから、御了解願ひます。それでは今日はこれで散会いたします。

午後五時二十七分散会
出席者は左の通り。
委員長 小串 清一君
理事 城 義臣君
鈴木 直人君
羽仁 五郎君
委員 大島 農夫雄君
姫井 伊介君
北村 一男君
佐々木 鹿蔵君
遠山 丙市君
中川 幸平君
藤井 新一君
小林 勝馬君
岡本 愛祐君
柏木 庫治君
来馬 琢道君
島村 軍次君
松井 道夫君
兼岩 傳一君
小川 久義君
法制局側
法制局長 奥野 健一君
参事(第二部 第一課長) 菊井 三郎君
三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、公職選挙法案中第二百七十条第二、三項削除に関する請願(第一四三六号)
二、公職選挙法案中第二百七十条第二、三項削除に関する請願(第一四三六号)
一、公職選挙法案中第二百七十条第二、三項削除に関する請願(第一四三六号)
一、国会議員選挙立候補制限反対に関する陳情(第二六六号)

は、次回の選挙からは選挙権を行使するのには、無理をして入院前の居住地まで赴くか、または不在投票の方法によるはかないが、かくては種々不便支障も多くなつて、選挙権の行使を妨げる結果となるから、病院、療養所を現住所と認めるよう法案の審議に當つて、前記の条項を削除せられたいとの請願。
第一四六五号 昭和二十五年三月十一日受理
公職選挙法案中第二百七十条第二、三項削除に関する請願
請願者 神奈川県小田原市十字三自然療養社内 田辺一雄外二名
紹介議員 塚本重蔵君
この請願の趣旨は、第一四三六号と同じである。
第二六六号 昭和二十五年三月十三日受理
国会議員選挙立候補制限反対に関する陳情
陳情者 東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内 金刺不二太
衆参両院議員の選挙にあたり知事および市長が任期中辞任して立候補することとを制限する法律案が、目下国会において議員提案として審議中の由であるが、知事、市長が任期中辞任して議員となることとが不当であるか否かは国民が自由な判断に基づく選挙によつて決すべきものであつて、立法の処置によつて国民の意志表示の途をふさぐことは憲法に反するものであるから、国会議員選挙立候補制限に反対であるとの陳情。
三月三十一日本委員会に左の事件を付

託された。

一、公職選挙法中第二百七十条第二、三項削除に関する請願（第一五一六号）

一、公職選挙法中第二百七十条第二、三項削除に関する請願（第一五四六号）

一、公職選挙法中第二百七十条第二、三項削除に関する請願（第一五九七号）

第一五一六号 昭和二十五年三月十日受理

公職選挙法中第二百七十条第二、三項削除に関する請願（一通）

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、七〇二浄風園病院内 草刈裕外七百七十三名

紹介議員 羽仁五郎君

今回提出された公職選挙法中第二百七十条第二、三項の入院加療中の者と住所要件との関係の規定する条項によると従来最寄の投票所で投票ができた病院、療養所に入院加療中の有権者は、次回の選挙からは選挙権の行使ができなくなる結果となるから、法案の審議に当つてこの点考慮せられたいとの請願。

第一五四六号 昭和二十五年三月十日受理

公職選挙法中第二百七十条第二、三項削除に関する請願

請願者 神奈川県中郡東秦野村国立神奈川療養所十二療舎内 曾我重男四十九名

紹介議員 鈴木清一君
この請願の趣旨は、第一五一六号と同じである。

第一五九七号 昭和二十五年三月十七日受理

公職選挙法中第二百七十条第二、三項削除に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三ノ一一九八武蔵野療園内 神谷実外百二十八名

紹介議員 羽仁五郎君
この請願の趣旨は、第一五一六号と同じである。